

平成30年第2回教育委員会会議

平成30年2月8日

午後 1時30分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから平成30年第2回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日、栗田副教育長が欠席でございます。また、村上図書館長が公務のためおくれて参りまして、後で参集いたします。

以上です。

○葛西教育長 では、傍聴者はお見えですか。

○高橋教育総務課 本日、傍聴者はお見えになりません。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、加藤委員と豊田委員とで行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 それでは、これより議事に入ります。

本件は、議案3件、協議事項6件、報告事項2件ですが、議案2件、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について、四日市市立小学校及び中学校設置条例の改正について、協議事項4件、「三重とこわか国体」及び「三重とこわか大会」に向けた準備状況、学校・学校三師の連携強化に向けた取り組みについて、四日市市中学校給食基本構想について、四日市市学校規模等適正化計画 平成29年度改訂版について、報告事項2件、平成30年度当初予算について、平成30年2月補正予算についてについ

ては、市議会等での審議・検討事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。
委員の皆さん、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第3号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の制定について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第3号、四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の制定について、説明をお願いします。

○川尻社会教育課長 よろしく申し上げます。9ページから説明させていただきたいと思
います。

議案第3号、四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の制定についてということで、
議案参考資料をごらんください。こちら、12月25日付で交付されました四日市市久留
倍官衙遺跡公園条例に基づきまして施行規則をつくるものです。

施行規則の内容としましては、久留倍官衙遺跡公園のくるべ古代歴史館ですけれども、
供用時間及び休園日、特別使用許可について定めるということです。

概要としましては、ごらんとおり、くるべ古代歴史公園は今整備中でございます。そ
れと(2)のくるべ古代歴史館ですが、こちらが3月25日にオープンということで、久
留倍官衙遺跡の特徴や史実との関連性を学習できる施設として市民に供するというこ
とです。

施行期日としましては、歴史館の開館日の3月25日としております。

1ページにお戻りいただきまして、規則の内容になっております。第2条に供用時間と
いうところで、供用時間は午前9時から午後5時まで、休館日としましては月曜日と火曜
日が基本というところで、祝日の場合はあけるということになります。それと、年末年始
が休館日ということになります。以下は、使用許可申請書、使用許可申請に係る条文にな
ります。それと、第6条についてはその減免についてということになります。以下につ
いては、様式がついております。

以上です。

○葛西教育長 久留倍官衙遺跡公園条例、今回は公園条例についてご審議いただきました

が、今回はその施行規則ということになります。供用時間としては午前9時から午後5時と、休館日が月曜日と火曜日と、それから12月29日から翌年1月3日ということで、月火の休みということになります。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 じゃ、ご異議がなければ採択といたします。

(2) 協議

1 学校プール運営事業について

○葛西教育長 続いて、協議事項の学校プール運営事業についての説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 資料といたしまして、A3の資料、学校プール運営事業についてというA3見開き、そして、A4が1枚後ろに、PTAと学校長に宛てた通知を参考につけた資料のご用意をよろしくお願いいたします。

昨年8月のプールの開放における事故を契機といたしまして、これまで、事故検証委員会、そしてプール運営事業検討委員会というところで、安全対策といえますか、再発防止に向けた取り組み、そして、今後についてどうするかという議論を重ねてまいりました。そして、最終的には、今回継続というところでご報告させていただくところでございますが、資料につきましては、その事故の当時のことにつきまして総括した資料となっておりますので、順番にご説明させていただきます。

まず1番といたしまして、まず事故の概要でございますが、昨年の8月1日に県小学校の低学年用プールで小学3年生の男性児童が溺れたということでございます。当時の運営体制等、参加児童数が書いてございますが、それほど多い人数ではなかったのですが、その男子児童が溺れて肺に水が入り、一時意識を失って集中治療室で治療を受け、そして、その後は順調に回復されて、2学期からは通常に学校で生活を送っておるということでございます。

この事故を踏まえまして、学校プール事故検証委員会というところで、教育委員会、それから総務部、または消防本部消防救急課、小学校長に入ってくださいまして、まず、事故がどうであったかというところを、安全確保のための方策を検討して報告書にまとめさせていただきました。また、プール事業に関するアンケートを対象PTAにとらせていただきまして、そこの囲みでございますように、参加率や心配事、また今後の実施の意向に

ついて調査をさせていただきました。そして、他市の事業、大阪の泉南市、熊本市、京都市、このあたり、事故があつて、その後、事業を続けたというところに視察に行きまして、事業内容についてどのように改善したかについて調査をいたしました。そして、検証報告書には、やはり原因は特定できなかったというところがございますが、再発防止に向けた子どもの入水に関する配慮、例えばバディシステム、相棒というところで、子どもを1人で遊ばせないというところ、または監視体制の見直し、高所から、目線を高くして見るというところ、そして、監視員はやはり水着を着るべきではないかという議論をまとめさせていただいております。

そして、これを踏まえまして、右側に行つていただきまして、学校プール運営事業検討委員会というところで、PTA連絡協議会の代表の方々、そして小学校長会の代表の方々と教育委員会事務局で3回会議を開きました。その中では、やはりアンケートにもございましたように、保護者の方の心配事というか、要望、そのあたりを踏まえまして、法的責任、監視員や運営委員の何か事故が起こった場合の法的責任の整備、また、ほかの方、四日市にほかに外部人材、プール監視ができる方がいらっしゃるかどうかというところも検討いたしました。法的責任につきましては、例えば何か故意または重大な過失があれば、やはり監視員等が損害賠償を負うことがあるというところ、そして、また外部人材につきましては、やはりなかなか水泳指導等の資格の方が確保、特に夏は繁忙期であるというところもございまして、なかなかそのあたりの確保というのは難しいというところを踏まえております。

そして、こういう検討を踏まえまして、そこに網かけで仕様書、PTAに対する委託の仕様書の改善案について、これはPTAにお示しをさせていただきました。入水時間を1時間以内に制限すること。そして、入水の人数につきましては、大体2クラス程度、80人とすること。また、監視体制といたしまして、ラッシュガードも可ですが、監視員さんに水着の着用をお願いすること。そして、巡回し、または高所からの監視をしていただく。また、救命講習の徹底であるとか、児童へのバディシステムの指導、そして保護者の理解というところで説明しております。

これを昨年12月21日にPTAの方々に説明させていただきましてお示しし、この内容について懇談をいたしました。なかなか水着着用、バディシステムの実施というのは難しいのではないかというご意見もいただきました。また、入水制限すると、なかなか来ても入れなくなったら、子どもたちがかわいそうではないか等のご意見もいただいております。

こういうところは、安全対策というところで一定ご理解賜るといふところでご説明をさせていただきます。それを踏まえまして、昨年から今年明けにPTAに対し、改善した仕様書案での事業受託の可能性、意向調査をさせていただきます、8校から実施可能、30校は実施困難といふところがございますが、8校の学校につきましては、やりたいといふお声もいただきました。

そういう中で、二重線の囲みの中、この意向調査も踏まえまして、学校プール運営事業検討委員会におきまして、来年度以降の事業方針の検討を行わせていただきました。そして、検討委員会においては、来年度以降も実施意向のある学校においては、やはりプール事業を継続したいと。なお、安全の確保のための取り組みについては、今後もPTAと協議を行っていくという結論をいただきました。それを踏まえまして、来年度以降も事業を実施するといふところで今回予算要求等を行わせていただくといふところで、ご報告、ご協議をお願いするものでございます。

2枚目の資料につきましては、参考でございますが、先ほどの方針につきまして、小学校のPTA、または小学校長につきましてご報告をさせていただいた資料でございます。

説明は以上です。

○葛西教育長 今、経緯を含めて来年度の事業について説明をしました。

いかがでしょうか。何かご意見等ございましたら。

○加藤委員 けさほどの新聞に、僕は毎日ですが、320万の予算を計上したと報道されていましたが、この320万というのは8校分なんですか。

○長谷川教育総務課長 まず、8校といふのは、今回は意向調査でございます、確定ではないといふところもございまして、現在8校といふところでありまして、また来年度、PTAが代わりして校数の変化等もございまして、やはり今後事業を続けるといふ私どもの結論から申し上げますと、やっぱりできる環境を整えるといふところから、これまでどおりの予算の上程といふところで、まずは、実施したい学校が予算によって実施できないことがないように、確かに、前年度予算のまま、規模で何とか確保して事業継続といふところでPTAのご理解をいただくといふところで、今回の予算の計算といひますか算定におきましては、前年度実績をそのまま使わせていただいておりますといふところでございます。

○加藤委員 関連してですが、例えばバディシステムなんかは、例えば小学校で必ずプールに入るときには、ふだんの授業からバディをつくと。奇数の場合もあるので、3人バディもいるのかもわかりませんが、そういうのを徹底すれば、プールに入ったら絶対バ

ディを組まないと入れないという鉄則は、多分平常の授業の中で身につけることができますと思いますので、これなんかはクリアしやすい問題かなと。

それと、何が困難と現在言われているのかあれですけど、もう一つは、80人というのが、79はオーケーやけど、81になったらだめやというので、例えばそこら辺の目安も、監視員を増やせばいいのか、あるいは、出勤している職員が、80人を超えたら、応援したら10人ぐらいの増は対応できるというのか、そういうちょっとした変化に対応できるような80人であれば、これもクリアは可能だと思います。今後、来年の8月に向けて、具体的な、ハードルが当然高くなるんでしょうけど、でも、安全安心のために多少変化が出るのであれば、必ずしも今回の改定、見直しを大原則として、ここから一步も引かないということでは、せっかくいい機会を奪ってしまうことにもなりますので、私も増えればいいというものとは思っていませんけど、泳ぎたい、あるいは学校のプールを夏季休業中に使いたいという希望はできるだけかなえてやるという意味では、そんな工夫もしていただくとありがたいなと思って、あえて発言をさせていただきました。

○長谷川教育総務課長 ありがとうございます。

まず、この仕様書でございますが、やはり安全対策としまして、全国または文科省や国交省から出ておるプール監視の基準、ガイドライン等を参考にいたしまして、水着は、やはり監視員にあつては、これは水泳業界の方々と懇談の中でも、何かあつて飛び込めるといふよりも、当たり前のようにやっぱり水にぬれてもいいような格好は必要でないかというご意見。そして、国交省や文科省の標準のガイドラインでも、水着を着用することと書いてあるというところで、実はこの水着の着用はかなり抵抗がありましたのですが、ここは、逆に水着を着ない場合の監視員の方々は、何かあつた責任の場合の説明がやはり難しいと。逆に何かあつたときに水着を着ていないと、監視員が果たして水に飛び込める覚悟をしておったのかどうかについて、ご自分でそれを証明しなければならんと、そういう負担の面もあわせて、この水着、それから80人、人数制限の部分であるとかバディシステム、このあたりはやはり安全のためには徹底して、これは守っていただくことで、逆に監視員の方々の法的責任の義務を果たしたという証明を行うという点からも、むしろ回避につながるという考え方をご説明するという点があります。

それから、やはり来年度はもう少しこのあたりをしっかりと詰めてご説明して、最初に実施される学校に対して説明会をより丁寧に行うと。これまでは、やっぱり前年の仕様書を送らせていただいていたところでございますが、まず集まっていたきまして、進め

方や仕様についてしっかり説明を行って、それで実施をお願いすると、そういう安全のための対策というところもしっかり考えたいと思っております。

○加藤委員 ぜひ、顧問である校長先生にまずは理解いただくことがやっぱり単Pになると大事やと思いますので、そのあたりも十分説明いただくといいかなと思います。

○長谷川教育総務課長 ありがとうございます。

○葛西教育長 ほかにご意見は。

○豊田委員 今ご説明いただいた80人のことは、文科省等々のガイドライン等から導き出されているということですか。

○長谷川教育総務課長 80人は、どちらかという水泳協会さんのお話の中で、やっぱり人数制限はしたほうがいいよと言っていました。あと、大体学校で2クラス程度の入水というところでありますので、文科省なりのガイドラインはプールの規模が違いますので、一般的な、いわゆるうちでいうと霞のプールとか、そういう商用プールまで含めた。ですので、人数制限は特に、プールの大きさがいろいろありますので。ただ、私どもは、やっぱり学校で大体2クラス程度、水泳授業していただいているところも踏まえて、80人を守っていただきたいというところでございます。

○豊田委員 ふだんの授業の人数から割り出したものという理解で、数字の根拠というのは。

○長谷川教育総務課長 はい。それと、協会さんとの懇談の中で、やはり人数制限したほうがいいですよというお話の中で、それであれば、基準はどこに設けるかという、やっぱり通常の学校の取り組みを参考にさせていただいて、80という数字。

○豊田委員 これが例えば難しいと言われるのは、ふだんは開放しているときには80よりたくさん入っている実績が多いということですか。

○長谷川教育総務課長 はい。多いところでは100人を超えて200人に近いとか、大規模校で。学校とか地区で割り当てをするというところもございまして、そういうところは大体割り当てを工夫するか回数を工夫すれば入れると思うんですが、そのあたりを自由にされているところだと、大規模校ですと、やっぱり多い日は100を超え、200人近いぐらいの人数が。そして、その場合、もしそうなっても、例えばその場でコントロールする、時間を区切るとか、いろんな工夫はできるのかなと思っております。そういうことも今後相談していきながら、これまでの学校なりPTAなりでやっていただいたことを踏襲しながらも、この仕様に合わせていくというところで調整をしたいなと思っております。

ます。

○豊田委員 ありがとうございます。

○加藤委員 だから、時間制限で2回に分けたら、はい、この班は80人、次の班は80とやれば、一応いけるということですね、皆。

○長谷川教育総務課長 はい。例えば80人以上集まっても、そうしたら、交代で入ろうかというような流れの。

○加藤委員 想定できる。

○長谷川教育総務課長 その間、日光浴とかいろんなこともできる。やっぱり時間が長いというのも、例えば45分程度が限界だというような、これも水泳協会の方に教えていただいたんですが、子どもたちをそんなに長いことプールに入れておいても、逆にそれは安全も健康もあれなので、大体目安としては45分ぐらいだよということに。今は大体1時間半とか2時間でございますので、そうすると、半分といたしますか、交代交代で入っていただいて、大体トータルで1時間弱とか40分、45分の時間が出てくるのかなと。そのほうが、しっかり休んでしっかり遊ぶというところで、健康というか、そういうところの管理にも資するやり方はあるのかなというところは検討しております。

○松崎委員 あと、つけ足しなんですけど、こういった概要をきちっとあらわしていただいたおかげで、意識も随分監視に立つ立場の保護者も高まると思いますし、いいと思うんですが、子どももやはりもう少し、同じ学年ではなくていろいろな子たちが入ってきているというあたりの危機感というか意識があんまりないような気がしますので、バディシステムも含めて、プールに入る前に、その日ではなくて事前に、ある程度の講習というか話を聞く機会をつくったほうがいいのではないかなと思います。どうしてもその日にプールに飛び込むとなると話を聞いていませんので、きちっとした講習なり、何か紙にきちっと書くということが必要かなと思います。

それと、水着に関しても、私、学校のPTAの会議のときにも、結構お母さんたちは抵抗してまして、それだと監視は嫌だねとみんな言っていましたけれども、今回、思い返してみれば、自分も含めてなんですが、私たちもただ座っているという人が多かったので、巡回するとか高所からの監視という一言を入れてもらうだけでも、随分やっぱり気持ちの持ち方は変わったなと思います。水着でということはやはり必要かなとここで改めて感じます。

○長谷川教育総務課長 まず1つ、今回、いろんな保護者の方々とか子どもたちへの、や

やっぱり安全のためのしっかり配慮というところと、この仕様書の概要にも保護者の理解というところで項目を設けておりますが、やはり自分の子どもたちを自分で見るんだと、自分たちの子どもを自分たちで安全に配慮するんだというところの意識をもう一度高めていただいて、体調が悪いのに子どもさんが参加されることとか、やっぱりプールでいったら、ほかの子とか、体調が悪くなったらとか、安全にはというところの親御さんの指導といたしますか、そういうところもやっぱり必要なという話も当然ありました。今、まず監視員の方々に、なかなか監視員の方々の健康状態といたしますか、負担というところもありまして、今委員おっしゃっていただいたように、人数の確保であるとか、水着、ラッシュガード等、要は水にぬれる前提の格好というところで、泳ぐわけではありませんので、そういう形でのご説明というところでございますが、やはりいろいろなご意見をここは賜りましたが、標準の仕様水着着用と書いてある中では、それより安全配慮に下回ることがあつては、やっぱり安全対策改善というところは満たせないということもございまして、何とかここはそういう内容でご理解いただけんかというところでご説明させていただいたというところでございます。

いずれにいたしましても、まず安全第一というところで、子どもたちの命を守るというところでしっかり考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

2 四日市市学校防災対策ガイドラインの改訂について

○葛西教育長 それでは、続きまして、四日市市学校防災対策ガイドラインの改訂についての説明をお願いします。

○廣瀬指導課長 指導課、廣瀬でございます。

資料、学校防災ガイドライン改訂の概要から簡単に説明をさせていただきます。

1番、策定の経緯の中段にございますとおり、今回は、昨年1月の大雪の被害を踏まえてと、洪水や土砂災害、これについては29年6月に水防法と土砂災害防止法が一部改定されたことから対応を新たにしなければならないことがございます。それから、弾道ミサイルの飛来に対するJアラート等の緊急情報への対応など、こういった新しく加えられたことについて加筆をしてきたというところですので。改訂の主なポイントは、第2章の予防対策編についてと第3章の災害応急対策編について、当該のページを加筆修正させていただ

いたところでは。

例えば、6ページをお願いします。6ページ、防災上必要な体制の整備、校内体制の充実というところがありますが、6ページの四角囲みの中にアンダーラインを引いてある部分があるんですが、「洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の学校においては」ということになっております。洪水想定区域は、市内の鈴鹿川、内部川等の河川の流域の学校、数が多いですので、中学校10校、小学校21校が浸水想定区域と公表されておりますので、その学校については避難計画を定める、そして、避難訓練等の避難体制を確立しておくということが法で決められたことからの対応でございます。

また、土砂災害警戒区域というところについては、土砂災害法のところで、現在まだ全ての市内、日本中、基礎調査が終わって公表されていないんですけれども、現在行われた基礎調査の結果、公表された学校、現状は5地域、桜地区、下野地区、八郷地区、内部地区、四郷地区が現在調査が終わって、危機管理室がハザードマップとして土砂災害危険区域を作成している。当該の地域にある学校で土砂災害の危険性のある学校、現在のところ、その5地域の中で指定をされているところは、朝明中学校、高花平小学校、四郷小学校の3校です。まだまだ現在、日永地区とか、川島地区が今調査に入っていて、危険箇所が見えてきておって、地元説明も始まっている。ここがハザードマップで公表されれば増えてくる、また全市的にも今後増えてくると思うんですが、現在はその3校が今指定をされております。

土砂災害につきましても同様に、安全な避難場所や避難経路の確保、それから避難訓練等の体制の整備が求められておりますので、これにつきましては、学校の避難マニュアル等、7ページにあるとおり、避難計画及び避難経路の確保について改めて作成して提出をしていただいております。教育委員会と危機管理室と学校が1部ずつ持っておりますというところでは。

あと、7ページでございますとおり、Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合の対応について、それぞれ追加をしてございます。これに伴って書き加えてございますので、例えば、15ページ、14ページの防災訓練の充実については、ここ、具体的な取り組み、風水害と書いてございますので、洪水も土砂災害も風水害に含まれておりますので、こういった表現で変えていないところもございます。その行の最後から2行目のところ、Jアラート等の緊急情報等、こういったことを書き足してございます。

また、32ページは災害応急対策編で、大雨、洪水等気象に関するというような見出し

のところですが、大雪の注意報の件も書いてございますし、「特に」という6行目のところ、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域というような形で具体的に示してございます。

33ページには、弾道ミサイルが飛来した場合、緊急情報発信があった場合と、ほんとうに残念ながら弾道ミサイルが国内に着弾した場合の対応、特に近隣市町とか市内への対応等、また校区の近くにと、想定も難しいんですけども、こういった示しで具体的にどういう行動をするかというところを示させていただいておるところでございます。

済みません、戻って28ページには、警報発表時における安全確保については、こちらには大雪警報のときの対応について記載させていただいたのと、29ページに、校内の観測点を設けて、積雪20センチメートル程度に達する場合の対応について書き加えさせていただいたという形で、それぞれ該当するところに、大雪、洪水、土砂災害、Jアラート等の緊急情報に必要なところを加筆修正させていただきました。

それから、東海地震注意報または予知情報、警戒宣言に対するというようなところで対応のところはございましたが、この地震予知ができないということで、これについては気象庁も削除されましたので、そういった文言については削除してあるところです。

あと、それぞれの参考資料等を対照しまして、発行年度の新しい情報に書きかえたというところがございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○葛西教育長 平成29年度の変化というんですか、津波浸水区域及び洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の学校と、そういうところにある学校自体がこのことについてもしっかり対策を練る、そのための計画をとということ。それから、大雪にかかわる対応、そしてJアラートに対応する訓練等、そういうものを含めた学校防災対策ガイドラインということで、より現実に即応して、厚みのあるようなものができてきたんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。ご意見があれば、よろしくお願いします。

先日の雪についても、大雪警報が出たときに、それぞれの学校、きちっとマニュアルどおりやって混乱なくおさめていただくことができました。これも庁内の中でもきちっと対応ができたということで、これも評価をいただいたところでございます。

よろしいでしょうか。